

第3条

採用決定者が入社後、本人の責めに起因する事由により3ヶ月以内に退職したときは、乙はその期間に応じ、以下の割合で、第2条により支払われた報酬を返還するものとする。

1ヶ月以内 90%、 3ヶ月以内 50%

なお、甲の事由に起因する退職、甲の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡等、不測の事態による退職の場合は、上記の報酬返還は適用されない。